



21 西行書状 西行

一幅〔三の丸尚蔵館〕

紙本墨書 三〇・〇×四七・八  
鎌倉時代、文治四〜五年（一一八八〜九）

平安時代後期の歌人西行（一一八〇）が、同じく歌人の藤原俊成（一一四〜一二〇四）に宛てたものと考えられる書状。四位は西行の法名。

西行は、藤原秀郷の嫡流として代々検非違使・院北面に補せられた一族、藤原康清の子として生まれた。母は今様・蹴鞠などの芸能に秀でた源清経の娘で、西行自身も鳥羽上皇の北面武士に任じられる一方で、和歌のほか蹴鞠や流鏑馬にも才能を示した。しかし保延六年（一一四〇）遁世、奥州や讃岐国などを旅し、高野山など各所に草庵を結んだ。歌人としての評価は早くから高く、各地を旅したことから和歌を伴う「西行伝説」が広く分布している。その作品は『新古今和歌集』に九十四首撰集されているほか、自撰歌集に『御裳渥河歌合』『宮河歌合』がある。この両歌集は、百四十四首の自歌を三十六番の歌合二篇として伊勢神宮に奉納しようとしたもので、「御裳渥」川は内宮を流れる五十鈴川の別称、「宮河」は外宮を流れる川のことである。そして撰集過程については『宮河歌合』藤原定家（一一六二〜一二四二）跋文と、定家の父俊成の家集『長秋詠藻』によつて概要を知ることができる。それによれば、文治三年（一一八七）頃、俊成・定家父子は両集への加判を依頼され、俊成は即座に応じたものの定家の作業は滞り、文治五年河内で西行が病に伏せた際、ようやく加判して送ったという。本書状の内容は、西行が「入道殿」俊成を通じて、「し、うとの」定家の作業を督促しているものと考えられる。

なお本書状の書きぶりは、袖上部の空白や文章の配置などのバランスが装飾的であるとして、高く評価されている。明治十一年（一八七八）近衛家献上。

（釈文は116頁参照）

- ・各展覧会図録中，作品名や作者，制作年などの表記は，図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し，本ファイルを改変，再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は，書籍と同様に出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は，宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお，図版を営利目的の販売品や広告，また個人的な目的等で使用することはできません。

## 書の美、文字の巧

三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 74

編集 宮内庁三の丸尚蔵館

宮内庁書陵部

制作 株式会社 東京美術

翻訳 黒川廣子

発行 宮内庁

平成二十八年九月十七日発行

© 2016, The Museum of the Imperial Collections, Sanmonmaru Shozokan  
The Archives and Mausolea Department  
Imperial Household Agency